

桐生市議会 議会改革調査特別委員会 行政視察報告書

視察都市 山形県米沢市（人口：77,133人:令和6年8月1日現在）

視察日時 令和6年10月2日（水）

午前 午後10時00分 ～ 午前・午後11時30分

視察項目 ◎議会改革の取組について

- ・タブレット端末の活用について
- ・オンライン委員会について
- ・議会報告会・意見交換会について
- ・中学校出前市議会について

◎視察概要

視察項目 議会改革の取組について

- ・タブレット端末の活用について
- ・オンライン委員会について
- ・議会報告会・意見交換会について
- ・中学校出前市議会について

(1) 説明要旨

◎司会：米沢市議会事務局 議事調査担当 堤 治 主査

◎ 米沢市議会 堤 郁雄 副議長より

- 議長が公務により出席が適わないため、私より御挨拶を申し上げます。
- 米沢市は、歴史と伝統のまちである。かつて上杉の城下町であったが、大正時代に二度の大火があり、まちのほとんどを焼失してしまったために、古い町並みはほとんど残っていない。
- 上杉謙信公の養子であった景勝公が会津を経て、米沢に入府した。そのときに、会津百二十万石の家来をそのまま米沢に連れてきた。当時、米沢は三十万石と小さな藩であったが、更にその六十年後には藩主の急逝により十五万石に削られた。そのため、財政的には非常に厳しい藩であった。

- 米沢は、元々、(鎧兜の)「愛」の前立で有名な上杉氏の執政であった直江兼続の知行地であった。
- やがて、米沢藩中興の祖と言われる上杉鷹山公が養子として米沢に入られた。財政改革、商工業(の興隆)、それから学校を作るなどして人材育成にも努めた。それが現在もある山形県立米沢興譲館高校に繋がっている。議長と私の母校でもある。
鷹山公は、財政、藩政改革を行い、当時の莫大な借金をゼロにした。
- 新渡戸稲造の著作に「武士道」があるが、その中で鷹山公の話がされている。アメリカ合衆国第 35 代大統領のジョン・F・ケネディが尊敬する日本人として鷹山公の名を挙げていたと言われている。後に、御息女キャロライン・ケネディ大使が米沢にいらした際に、「父が上杉鷹山について話していた」ということであった。
- 直江兼続の盟友である前田慶次も、米沢に移り住んだ。
伊達政宗の出身地でもある。彼が米沢に住んでいた頃の山城の石垣が最近発見された。
歴史好きの方が沢山訪れている。
- 米沢牛、舘山りんごなどの美味しいものも沢山ある土地なので、ぜひともご賞味いただきたい。
- 皆様にとって、実り多き視察となることを祈念申し上げます。

◎説明：米沢市議会事務局 議事調査担当 曾根 浩司 主査 より

○タブレットの活用について

● 導入目的

- ・タブレット型端末、ペーパーレス会議システムの導入は、議会改革の取組として、市議会の会議資料等を電子データで管理することにより、議会運営の効率化・議会活動の活発化を図る。
- ・また、ペーパーレス化により、資料等の印刷コストや配付コストを削減することが出来る。

● 導入の経緯

- ・平成 24、25 年度に議会運営委員会で先進地の視察を行った。
→千葉県流山市、埼玉県飯能市
- ・平成 27 年 10 月に各派代表者会において、議長より、「タブレット型端末とペーパーレス会議システムの導入について」提案される。
- ・議会運営委員会で平成 27、28 年度に先進地視察等を行い、調査研究を進めた上で、平成 29 年度に導入をした。

● 導入にあたって

- ・システムの導入と運用・保守
- ・操作講習会の実施
- ・タブレット端末の調達
- ・無線 LAN 設備の設置

これらを一括で委託することとしてプロポーザル(での入札)を行った。

● プロポーザル入札に際して示した条件

- ① 会議システム：データセンターが国内にあるクラウド型のサービスであること。
- ② タブレット端末：Lenovo 社製(地元 NEC の工場がありそのグループ企業であるため)を指定。
→YOGABOOK with Windows 10.1
LTE モデル 24 台 (議員用：1 台 2 ギガバイト/月)
Wi-Fi モデル 15 台 (事務局、当局説明用)
- ③ 無線 LAN 設備：本会議場、委員会室、議長応接室に設置する。

⇒ 委託先：(株)NTT ドコモ社、会議システム：Side Books に決定

● 導入経費

- ・ペーパーレス会議システム等導入業務 3,116,556 円
〔 初期設定費用、操作講習会費用、タブレット型端末の調達費用、無線 LAN 設備の設置費用等 〕

● 経常経費 (導入当時)

- ・ペーパーレス会議システム等運用業務 193,795 円 (月額)
〔 会議システム使用料、サーバ容量追加費用、通信サービス費等 〕

● 運用について

- ・平成 29 年 4 月：契約締結後、Wi-Fi 設備工事、端末操作説明会等を実施
- ・同年 6 月定例会の一般質問・常任委員会から運用を開始
- ・同年 7 月からは、本格運用ということで紙資料の配付を廃止した。

● その他の運用

「米沢市議会ペーパーレス会議システム及び端末機の使用等に関する基準」により運用している。

米沢市議会ペーパーレス会議システム及び端末機の使用等に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、米沢市備品管理要綱(昭和57年米沢市訓令第19号)に定めるもののほか、米沢市議会(以下「市議会」という。)におけるペーパーレス会議システム及び端末機の使用及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議システム ペーパーレス会議を行うため、情報通信技術を用いて市議会情報にアクセスできるように構築されたソフトウェアをいう。
- (2) 端末機 会議システムを使用するため、米沢市(以下「市」という。)が貸与するパーソナルコンピュータをいう。
- (3) Wi-Fi ネットワーク ペーパーレス会議を行うため、市議会議事堂内に整備された無線通信機器を利用し、端末機を無線でネットワークに接続する技術をいう。
- (4) アカウント ネットワークや会議システムにログインするための権利をいう。
- (5) インストール ソフトウェアをコンピューターに追加して、利用できる状態にすることをいう。

(端末機の使用者)

第3条 端末機を使用することができる者は、米沢市議会議員(以下「議員」という。)及び米沢市職員(以下「職員」という。)とする。

(議員に貸与する端末機の管理者)

第4条 議員が使用する端末機は、米沢市議会議長(以下「議長」という。)が管理する。

(議員に対する端末機の貸与)

第5条 議長は、第9条に定める使用範囲において使用するため、議員に端末機を貸与するものとする。

2 議員は、貸与された端末機を他人に転貸し、又は譲渡してはならない。

3 端末機を貸与された議員が議員の身分を失ったときは、直ちに端末機を議長に返却しなければならない。

(会議システムの使用者)

第 6 条 会議システムは、アカウントを持つ議員及び職員が、貸与された端末機において使用するものとする。

2 議員及び職員が会議システムを使用するときは、あらかじめ付与されたパスワードを入力し、会議システムの認証を行うものとする。

3 議員及び職員は、付与されたパスワードを適正に管理しなければならない。

【運用】

① 会議システムにアクセスできる端末は、議会で貸与する端末のみとする。

(平成 29 年 1 月 16 日議会運営委員会)

(端末機の取り扱い)

第 7 条 議員は、善良な管理者の注意をもって端末機を適切に管理しなければならない。

2 議員が、端末機を紛失し、又は破損したときは、当該議員の負担によりその費用を弁償しなければならない。ただし、議員の責めに帰することができない事由によることが明らかなときは、この限りでない。

3 議員は、前項に掲げる紛失等があったときは、速やかに議長に報告しなければならない。

【運用】

① 個人情報を含む資料については、紙資料によるものとし、会議システムを使用しない。

(平成 28 年 12 月 21 日議会運営委員会)

② 予算書、決算書及び会議録等外部印刷による冊子体の資料及び A3 版の資料については、従前のおり冊子体又は紙の資料とする。

③ 各使用範囲における資料のクラウドサーバへの格納期間は、4 年間とする。

(平成 29 年 1 月 6 日議会運営委員会)

④ 会議システムの資料を印刷する際は、自宅の Wi-Fi プリンターで出力すること。議会備え付けプリンターでの出力は認めない。

(平成 29 年 2 月 2 日議会運営委員会)

(端末機の使用制限)

第 8 条 議員は、次条に定める使用範囲以外に端末機を使用してはならない。

2 職員は、次条第 1 号に定める会議等において、端末機を使用することができる。

3 議員及び職員は、次条第 1 号に定める使用範囲のうち、市議会議事堂内で端末機を使用する場合においては、端末機を Wi-Fi ネットワークに接続して使用

するものとする。

(端末機の使用範囲)

第 9 条 端末機は、次の各号に定める使用範囲内で使用することができる。

(1) 議会活動における使用

ア 本会議

イ 米沢市議会委員会条例(昭和 41 年米沢市条例第 33 号)に定める常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会

ウ 米沢市議会会議規則(昭和 41 年米沢市議会規則第 1 号)第 166 条第 1 項に定める協議の場

エ その他議長が必要と認める会議等

(2) 議員活動における使用

ア 市民への情報提供等における資料閲覧

イ 会派又は個人での行政視察等における資料閲覧

(3) 情報収集における使用

ア 米沢市のホームページからの情報閲覧

イ 検索サイトからの情報閲覧

(4) 情報伝達における使用

ア 議員と議会事務局との情報伝達

イ 災害時等の緊急情報伝達

(5) その他議長が認めるもの

【運用】

① 個人情報を含む資料については、紙資料によるものとし、会議システムを使用しない。

(平成 28 年 12 月 21 日議会運営委員会)

② 予算書、決算書及び会議録等外部印刷による冊子体の資料及び A3 版の資料については、従前のおり冊子体又は紙の資料とする。

③ 各使用範囲における資料のクラウドサーバへの格納期間は、4 年間とする。

(平成 29 年 1 月 6 日議会運営委員会)

④ 会議システムの資料を印刷する際は、自宅の Wi-Fi プリンターで出力すること。議会備え付けプリンターでの出力は認めない。

(平成 29 年 2 月 2 日議会運営委員会)

(端末機で使用するソフトウェア)

第 10 条 議員が使用する端末機に、会議システム及び端末機にあらかじめインストールされているソフトウェア以外のソフトウェアをインストールしようと

する場合は、その可否について議会運営委員会で協議を行うものとする。

2 前項の協議によりインストールを可能とした場合は、議長は、当該ソフトウェアのインストールを許可するものとする。

3 前項の規定により議員が使用する端末機にソフトウェアのインストールを行う場合において、職員が使用する端末機についても当該ソフトウェアのインストールが必要と認められるときは、出納員は、職員が使用する端末機のうち必要な台数において、インストールを行う。

4 前2項の規定によりインストールを行ったソフトウェアについては、端末機ごとにこれを管理するものとする。

(禁止事項)

第 11 条 端末機の使用に当たっては、次の各号に定める事項についてこれを禁止するものとする。ただし、第 1 号から第 3 号までの事項において、議長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 会議システムに接続して得た情報のうち、市議会及び市において議員及び当該情報に関する事務を処理する職員以外に公開されていない情報を、議員及び当該職員以外の者に開示すること。

(2) 第 9 条第 1 号に定める会議(同号エを除く。)を録音し、又は録画すること。

(3) 他者の迷惑になる行為を行うこと。

(4) その他会議の運営に支障があるものとして議長が別に定めること。

2 前項各号の規定に違反したと認められるときは、議長又は会議の長は、使用者に注意しなければならない。この場合において、違反が改められない場合は、議長又は会議の長は、端末機の使用を停止させることができる。

【運用】

①操作方法等に不明な点がある場合は、周囲の議員が、会議に支障が出ない程度で教えたり、操作を代行する。

(平成 28 年 12 月 21 日議会運営委員会)

(遵守事項)

第 12 条 議員は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 情報の受発信は、使用者の責任において行うこと。

(2) 端末機に保存したデータについては、常に最新のデータとなるよう適正に管理し、データ等の紛失、毀損等の防止に努めること。

(3) 端末機に障害を及ぼす恐れのある装置を接続しないこと。

(セキュリティ対策)

第13条 議員は、市議会情報の適切な管理を行うとともに、端末機にインストールされた各種ソフトウェア及び会議システムについて、最適な状態の保持に努めなければならない。

(費用負担)

第14条 議員は、議長が別に定めるところにより、端末機の使用に係る通信費の一部を負担するものとする。

(その他)

第15条 会議システム及び端末機の使用に関し疑義が生じた場合は、議会運営委員会で協議するものとする。

(委任)

第16条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年6月1日から施行する。

- ・ 本会議・委員会の資料は、会議前日の15時までに、ペーパーレス会議システムへ掲載するように運用しており、事前に議員が資料を確認できるようにしている。
- ・ 米沢市の議員が、他の自治体の行政視察に行く際には、受入自治体の了解を得て、事前に説明資料のデータをいただき、ペーパーレス会議システムへ格納して、事前に見ていただき、視察の際にはより深い質疑が行えるようにしている。

● 導入効果

- ・ 印刷コストや配付コストの削減
- ・ 計画書等の様々なデータを、Side Booksに格納し検索機能等を使いながら活用することが出来る。
- ・ カラー資料が活用できる→当局側も写真等も活用しながら、見やすい資料を作るように心掛けている。

- タブレットの更新について（令和3年6月より）
 - ・当初に導入したタブレットは「屋外での使用」「持運び」を重視して、10インチモニターのLTEモデルであった。
 - ・しかし、その後に通信頻度を調べると、それほど屋外通信は頻繁ではなく、当初2ギガ/月であった契約を、途中から1ギガ/月にした。
 - ・更に、「持運び」よりも、画面を大きく「見やすさ」を重視したい、という（議員の）要望もあった。
 - ・また、令和3年5月に新庁舎となり、全庁的にWi-Fi環境が整備されることとなったため、以下のような新モデルのタブレットを導入した。



機種：Lenovo IdeaPad Flex 550i（Wi-Fiモデル）

OS：Win10 Home 64ビット CPU：Core i5-1035G1

ストレージ：SSD 256GB メモリ：8GB

ディスプレイ：14インチタッチパネル

- ・導入費用（税込）：1,891,450円→端末本体、防護フィルム、ケース各25台分
- ・年間運用費（税込）：234,300円

{	インターネット回線料：72,600円
	LTE回線料（月7GB×3）67,320円 ※モバイルルーター3台分
	ウイルス対策ソフト代（39台分）94,380円
}	

- ・ペーパーレス会議システムは、引き続きSide Booksを使用

費用(税込) 990,000円/年

{	基本料金(1GB)、ライセンス数50本、容量追加オプション(10GB)
	→82,500円/月×12か月
}	

※各種会議における報告資料や議案書、各種計画書などを掲載。

約7年の運用で13GBを使用。

- その他の利用している各種サービス

- ・Googleアカウント

{	Gmail：各議員への主な連絡手段として利用。
	Googleカレンダー：議会日程を各議員で閲覧できるよう共有化。
	Googleドライブ：議会全体、または会派ごとでデータを共有化。
}	

- ・Microsoftアカウント

{	Microsoft365（ワード、エクセル、パワーポイント等）
}	

○オンライン委員会について

● 導入の経緯

- ・災害発生時や感染症蔓延時などにオンライン委員会を開催できるようにするために、議会運営委員会において先進地視察を行った。
- ・その後、様々な検討を重ね、令和4年12月にオンライン委員会開催のための例規改正を行った。
この時、併せて、「申合せ確認事項」や「運用マニュアル」を作成した。

● 例規の改正内容について

①委員会条例

(委員長の職務代行)

第12条

3 委員長が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会にオンラインにより出席する場合は、副委員長が委員長の職務を行う。

4 委員長及び副委員長ともにオンラインを活用した委員会にオンラインにより出席する場合は、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員会条例の特例) →**※どのようなときにオンライン委員会を開催できるか**
→**当市は、感染症拡大や災害時だけでなく育児、介護等も含めている**

第15条の2 委員長は、次に掲げる場合において必要と認めるときは、オンラインを活用した委員会を開催することができる。

(1) 災害等の発生、感染症のまん延等やむを得ない事由により委員会を招集する場所に参集することが困難であると認める場合

(2) 育児、介護等やむを得ない事由により委員会を招集する場所に参集することが困難である委員から、オンラインを活用した委員会の開催の求めがある場合

2 前項の場合において、委員会にオンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、出席委員とみなす。

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンラインを活用した委員会は、秘密会とすることができない。

(出席説明の要求)

第 21 条

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインにより出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 25 条

3 公述人は、オンラインを活用した公聴会においてオンラインにより出席することができる。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 28 条

2 前項ただし書は、オンラインにより出席する公述人には適用しない。

(参考人)

第 29 条

4 参考人は、オンラインを活用した委員会においてオンラインにより出席することができる。

②会議規則

(オンラインを活用した委員会)

第 94 条の 2 米沢市議会委員会条例 (昭和 41 年米沢市条例第 33 号) 第 12 条第 3 項に規定するオンラインを活用した委員会(以下「オンラインを活用した委員会」という。)の運営その他必要な事項は、この規則に定めるもののほか議長が別に定める。

(委員外議員の発言)

第 117 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、委員会 (オンラインを活用した委員会を含む。) への出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(不在委員)

第 129 条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、オンラインを活用した委員会にオンラインにより出席した委員は、表決に加わることができる。

(起立又は挙手による表決)

第 131 条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者若しくは挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第 132 条

3 前 2 項の規定にかかわらず、オンラインを活用した委員会においては、投票で表決を採ることができない。

(簡易表決)

第 137 条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。

(紹介議員の委員会出席)

第 142 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、委員会（オンラインを活用した委員会を含む。）において紹介議員の説明を求めることができる。

③申合せ確認事項

(実施対象)

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに米沢市議会会議規則に定める協議の場（各派代表者会、各常任委員会協議会、議会広報広聴委員会、全員協議会、市政協議会等）

(表決)

表決は、簡易表決または挙手表決で行う。簡易表決の際は「異議なし」と発言し、挙手表決時に賛成の際は賛否が分かるように画面に手が映るようにする。

通信障害等の発生により映像及び音声による通話ができなくなった場合は、その委員は退席したものとみなす。

(通信環境)

オンラインにより出席する委員は、自身で通信環境を良好に保ち、常に映像及び音声の送受信による通話に支障が出ないようにする。

④運用マニュアル

(通信方法)

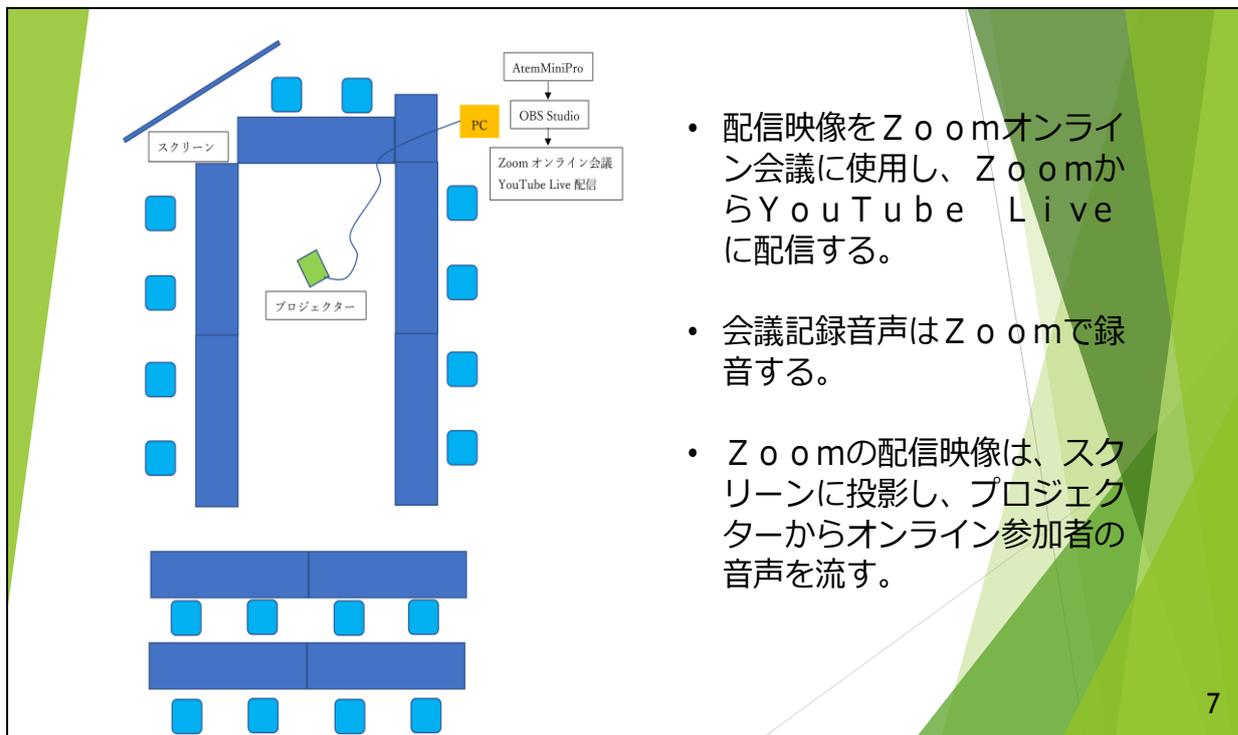
オンラインを活用した委員会は Zoom を使用して開催する。

(通信機器)

Zoom 会議参加用と資料閲覧用 (side Books) として、2 台のパソコン・タブレットを用意する。→**※この内の 1 台は議員各自が用意するもの**

緊急時の連絡手段を確保するため、スマートフォンにより Zoom 会議に参加するのはできる限り避ける。

● オンライン委員会のレイアウトについて



- 配信映像をZoomオンライン会議に使用し、ZoomからYouTube Liveに配信する。
- 会議記録音声はZoomで録音する。
- Zoomの配信映像は、スクリーンに投影し、プロジェクターからオンライン参加者の音声を流す。

- 上部(逆U字型の席)が議員の席
- 常任委員会は、通常、YouTubeでのライブ配信を行っている。
→配信映像をZoomに流し、その映像をYouTubeで配信するようにしている。

○ 議会報告会・意見交換会について

● 導入の経緯

- 平成25年4月に米沢市議会基本条例を施行。



- 米沢市議会基本条例第2条第4号
「議会主催の議会報告会を開催し、議会における活動等の説明をするとともに、市政全般に関する課題について市民と意見交換を行うこと」
- これに基づいて、平成25年度から開催しており、開催形式などを変更しながら毎年度実施している。

● 導入目的

- 議会基本条例に基づき、直近の定例会における議案審査の内容等について報告するとともに、市民からの要望・意見を政策提言につなげることを目的に開催する。

● 開催形式・内容

第1回～第6回（平成25年度～平成28年度）

開催形式

- ・会場：コミュニティセンター（全17地区）
- ・参加者：参加を希望する市民
- ・議員のグループ分け：議員24名を6名ずつ4班に分け各班4か所を担当。
残り1か所は議会広報広聴委員が担当。
- ・開催形式の変更点：第3回は、あらかじめテーマを議会で決めて実施
→第5回からは、地域から出されたテーマで実施

第3回(平成26年度)：「人口減少問題」、「防災対策」、「身近な地域課題」の3つのテーマを設定し意見交換を実施
第5回（平成28年度）：各地域より出されたテーマについて意見交換を実施

開催内容

- ・議会における活動等の説明：議会基本条例、直近の定例会の審議内容等
- ・市民との意見交換：議会で定めたテーマや各地域から出されたテーマについての意見交換
→議員側と市民側が対面で実施

第7回～第12回（平成29年度～令和5年度）

開催形式

- ・会場：市議会等の1か所
- ・参加者：参加を希望する市民
- ・議員のグループ分け：3つの常任委員会(総務文教、民生、産業建設)で班分け。
- ・意見交換のテーマ：各常任委員会が調査・研究しているテーマについて市民との意見交換を実施。
- ・開催形式の変更点
第9回（令和2年度）：コロナ禍により中止
第10回（令和3年度）：Zoom会議によるオンライン形式で開催
第11回（令和4年度）：「対面+オンライン」のハイブリッド形式で開催
→同じ委員会室の中で、2名の議員がZoomでの対話を担当した。
第12回（令和5年度）：「対面+オンライン」のハイブリッド形式で参加者を募ったが、オンライン参加の希望がなく、結果的に対面形式で開催

開催内容

- ・各常任委員会の政策提言の実施に向けた調査・研究テーマの説明
- ・そのテーマについての市民との意見交換、グループワーク形式等による意見交換を行う

● 市民への周知について

- ・議会だより臨時号の配布（全戸配布）
→令和 5 年度は、中高生、大学生の参加を歓迎する旨を明記した
→実際に中学生 2 名に参加いただいた
- ・コミュニティセンターや地区委員への声かけの依頼
- ・各種団体への案内
- ・議員からの声かけ
- ・市議会ホームページ、SNS での発信等

● 市民の声の反映方法

- ① 市当局への要望：担当部署ごとに取りまとめ、市当局への要望を実施
- ② 市当局からの回答を依頼：市民からの意見・要望について市当局からの回答をお願いし、回答内容を議会だよりに掲載
- ③ 政策提言：市民の意見を政策提言にまとめて常任委員会、特別委員会から市当局に提出

例)

- ・第 1 回（平成 25 年度）の意見交換会における市民からの意見・要望を産業建設常任委員会の政策提言として取りまとめ、市当局に提出。
- ・第 4 回（平成 27 年度）の意見交換会における市民からの意見・要望を 3 常任委員会及び市立病院建替特別委員会の政策提言として取りまとめ、市当局に提出。
- ・第 7 回（平成 29 年度）、第 10 回（令和 3 年度）、第 11 回（令和 4 年度）の要望をそれぞれ 3 常任委員会の政策提言として取りまとめ、市当局に提出。

● 今後の課題について

- ・より充実した市民との意見交換をするためにはどのようにしたらよいのか？
- ・若い市民が参加してくれるような周知方法は？
- ・若い市民が参加したくなるような工夫はどのようにしたらよいのか？

○中学校出前市議会について

● 導入の経緯と目的

- ・平成 28 年 6 月に公職選挙法が改正されることになり、選挙権の年齢が 18 歳以上に引き下げられ、中学生も数年後には投票できることになった。
- ・そこで、中学生が市の運営について関心を持ち、投票の重要性を考えるきっかけとしてもらうため、平成 27 年度から中学校出前市議会を開催している。

● 開催内容

第 1 回～第 5 回（平成 27 年度～令和元年度）

① 朗読劇

議会の役割や定例会の開催時期、会期中・会期外の議員の活動を説明した後、さらに議員の活動を理解してもらうため、中学生が身近に感じられる事柄を取り上げながら、それがどのように議会で取り扱われるかを説明する寸劇を議員がその場で実演

② 質問コーナー

朗読劇の内容などについて中学生からの質問に議員が回答

③ 模擬投票

架空の議案への賛否と出前市議会の感想を投票用紙に記入し投票してもらう

第 6 回～第 8 回（令和 3 年度～令和 5 年度）

① 放送劇

「コロナ禍でどのように継続するか」広報広聴委員会で協議し、「オンラインで開催しよう」と考えた。

→寸劇ではなく、あらかじめ用意した映像に、議員が声を充てて放送劇を作り、その中で、議会の役割や定例会の開催時期、会期中・会期外の議員の活動を説明した後、さらに議員の活動を理解してもらうため、中学生が身近に感じられる事柄を取り上げ、それがどのように議会で取り扱われるかを説明するようにした。

→現在は、中学校の側に「オンライン開催か実際に議員に来てもらうか」を選択してもらうようにしている。

② 質問コーナー

放送劇の内容などについて中学生からの質問に議員が回答。

③ 疑似投票

これもコロナ禍をきっかけに変更した。

→後日、グーグル・フォームのアンケートを利用し、放送劇で取り上げた架空の議案への賛否と出前市議会の感想を記入し、投稿してもらうこととした。

● 朗読劇・放送劇の内容

朗読劇・放送劇のシナリオは3つ用意している。

出前市議会の対象学年は定めていないため、全学年が参加する学校もあれば、1つの学年だけが参加する学校もあることから、3年間参加しても内容が被らないようにしている。

- 例) ①『給食費を上げるってよ！え〜〜！？』：給食費値上げ条例
②『危ない通学路 なんとかすっぺ！』：危険な通学路への対応
③『米沢をおもしろくする条例つくっぺ』：議員提案による条例制定

● 導入の効果：参加した中学生の感想から

中学校出前市議会の感想（令和5年度、抜粋）

「市議会は私たち市民の声に応じてくれるとても重要なところだと思いました」
「議員というのは堅苦しくて難しいものだと思っていたけど、話を聞くと身近な存在であり米沢を良くするために一生懸命頑張っているんだなあと思った」
「選挙についても興味を持つことができました。18歳になったら、必ず選挙に行きたいと思います」

→議会の役割への理解、議員活動への理解、選挙への関心等の向上

(2) 主な質疑応答

事前提出質問（※上記説明で回答されていなかったもののみ記載）

○タブレット端末の活用について

- ◎：グループウェア活用の有無とペーパーレス化以外のタブレット端末の活用方法について
- Ⓐ：グループウェアは活用していません。
- ◎：タブレット端末の運用規程を策定する際に注意すべき点について
- Ⓐ・端末への新たなソフトウェアのインストールについて定めておく。
本市議会では議会運営委員会で協議し、議長が許可した場合のみ可能としている。
- ・個人情報を含む資料の取扱いを定めておく。本市議会では個人情報を含む資料は紙で配付している。
 - ・端末を紛失または破損した場合の責任範囲を定めておく。本市議会では議員に端末を貸与しているが、議員に責任がある場合は、議員が負担

するとしている。

◎：タブレット端末等の ICT 機器に不慣れな議員への対応について

④：ペーパーレス会議システム導入当初に研修会を行った。また、端末操作などで議員から問合せがあった場合、随時、事務局職員で操作方法をお伝えするなどしている。

○議会報告会・意見交換会について

◎：参加者の募集方法と開催内容の決定方法について

④：議会広報広聴委員会で協議し決定している。

○中学校出前市議会について

◎：対象の中学校の選定方法及び参加する議員の決定方法、開催内容の決定方法について

④：開催内容は議会広報広聴委員会で協議し、それを教育委員会にお伝えし、了承いただいている。中学校は全校が参加、議員も全員が参加している。
(※米沢市ホームページの令和 5 年 4 月 1 日現在情報では、市立中学校は 7 校)

◎：開催にあたり工夫している点、今後の課題について

④：毎年振り返りを行い、課題等の改善を行っている。昨年度の振り返りで、質疑応答の充実が課題として挙げられ、今年度は、事前に中学生に放送劇のシナリオを読んでもらい、その上で議員に質問したいことについてアンケートを取り、その結果に基づいて質疑応答することになっている。

当日質問

◎：園田副委員長

① 議会報告会は 3 常任委員会に分かれて行っているとのことだったが、その中で、議会報告はどのような形で行っているのか？

② また、現在、議会報告会で議案の報告等はされているか？

③ 議会報告会で議員を 3 グループに分けることで、個人の意見を話すことに終始するような議員はいないか？

④：米沢市議会事務局 議事調査担当 曾根 浩司 主査

① 以前は、議案審査の内容等を報告するようにはしていたが、「そうした中身だけではなく、他のことも伝えたい」ということもあり、改正した。
最近では、常任委員会は、2 年間でテーマを定めて政策提言をつくるように進めているので、まずは、そのテーマの説明をしている。
その上で、「そのために何が出来るでしょうか？」と、市民の意見を頂戴する形で進めている。

- ② 議会基本条例の活動原則の中で、「…議会における活動等の説明をする」というふうに変えている。

よって、もちろん議案の内容等を説明することも可能だが、「常任委員会で行っているテーマの説明も『活動等』に含まれる」ということで、現在はそのようにしている。

④：米沢市議会 議会広報広聴委員会 影澤 政夫 委員長

- ③ 以前は、議員よりも、来ていただいた市民の方の中に長く話されるような方があった。

その後、変更を重ねて、「グループワーク」的な内容で、かつ、常任委員会が2年間で政策提言するために決めたテーマに沿って、市民の皆さんとの意見交換をする中で、議員側がファシリテーションすることで意見を積み上げていく形にしている。

よって、その中で「(意見を)端的にまとめる」などの言葉を含めてファシリテーションすることで、非常に落ち着いた場になっている。

ちなみに、当市議会では、全議員にファシリテーション研修を受講いただいている。

◎：北川議員

- ① 委員会の YouTube 配信はライブ配信か？

- ② ①の(配信に係る)作業は、事務局がやられているのか？

- ③ 「2台のタブレットを使用」とあったが、(支給品以外の)もう1台は政務活動費での調達になるのか？

- ④ タブレットの周辺機器(キーボード、ペンシル等)は、政務活動費で購入できるのか？

④：米沢市議会事務局 議事調査担当 曾根 浩司 主査

- ① ライブ配信である。

- ② 事務局が行っている。

- ③ もう1台は議員さんで用意していただくことになるので、パソコンについても、「任期中に一度は政務活動費を充てて購入出来る」となっているので、そのように(政務活動費を充てての購入に)なるかと思う。

- ④ 周辺機器の購入も政務活動費での購入可としている。

◎：近藤委員長

- ① タブレットのアプリやソフトの購入に政務活動費を充てることは可能か？

- ② タブレットの用途基準も規定されているのか？

④：米沢市議会事務局 議事調査担当 曾根 浩司 主査

- ① タブレットに(議員各自が)自由にアプリを入れられるようにはしていない。基本的には、管理者権限でなければアプリは入れられないような設定にしてある。

もしも、議会運営委員会で諮って「このようなアプリであれば導入しても良い」ということになれば、導入することが出来るようになっている。
その際の購入費用については、「1/2 までは政務活動費での購入を認める」ということになっている。

- ② ペーパーレス会議運用と、そのためのタブレットの使用基準(※上記 p.6 参照)として定めている。

◎：飯島議員

- ① オンライン会議の開催実績等は？
② その際に気づいた課題や感想等は？

Ⓐ：米沢市議会事務局 議事調査担当 曾根 浩司 主査

- ① 実績は 1 回。令和 4 年 12 月定例会初日に、例規を改正してオンライン委員会を開催できるようにした。その定例会の最終日に、議会運営委員会において、初めてオンライン会議を行った。

議会運営委員会は YouTube 配信していないので、配信はしていなかった。

- ② その時に課題として認識したのは、「休憩中のオンラインで参加している議員とのやり取りをどうするか」ということであった。

常任委員会で YouTube 配信をするときには、「休憩中はマイクを切って映像は流したままにする」ということにした。

もしも、「休憩中に委員会室とオンラインで参加している議員で会話がしたい」という時には、「LINE(災害対應用に作った LINE グループ)で通話する」ということにした。

実際には、1 回しか経験がなく、配信もしていないので、今後「ライブ配信しながらのオンライン委員会」をやる中で見えてくる課題もあると思う。

◎視察成果による当局への提言または要望等

米沢市議会の議会報告会では、平成 29 年度の第 7 回目からは、3 つの各常任委員会に分かれて所管事務調査をテーマにグループワーク形式により行っている。開催後に、各常任委員会の政策提言として取りまとめて市当局に提出、その回答を議会だよりに掲載している。桐生市議会では、22 名全員が参加する対面方式での意見交換会だが、米沢市の例を参考に、今後、条例改正も含めて開催形式を検討していく必要があるだろう。

注目したいのは、議会基本条例の中で「…議会報告会を開催し、議会における活動等の説明をする…」とあるところの「活動等の説明」に、常任委員会が取り組んでいる所管事務調査のテーマ説明を充てていることである。平成 29 年度からは、それまで行われていた議案審議内容等の説明を割愛し、常任委員会ごとのテーマに沿った意見交換を行うことにしている。

更に、意見交換会を一方的な意見主張の場ではなく、あくまでもディスカッションをするための場とすべく、議員全員がファシリテーション研修を受けているということも参考になった点である。

これらの取り組みにより、意見が深まり、話が散らばることなく集約されているとのことである。

議会報告会では、若者に目を向けた取り組みも行っている。桐生市議会では、若者をターゲットにした意見交換会等は行っていたものの、議会報告会で若者に目を向けることが少なかったところがあると思うので、今後、中高生・大学生にも、しっかりとした周知をして来てもらえるような仕組みづくりを行っていくべきではないかと感じた。

オンライン委員会は、災害等の発生や感染症のまん延等の他に、育児、介護等でやむを得ない事由でも、オンラインで委員会に参加できるとのことであった。この点に斬新さを感じた。

また、議会中継は、委員会でも行っているとのことであった。その際、委員会の休憩中は、配信に音声が入らないようにマイクをオフにしたそうだが、休憩中にオンラインで参加している委員との会話が必要なときには、災害発生時の安否確認などに利用するために作成済みであった LINE のグループを使用して、音声通話をしたそうである。

令和 3 年に新庁舎が完成したばかりの米沢市だが、その設計には久米設計が入っている。桐生市議会でも、新庁舎においては、委員会室の雰囲気も近いという点において、委員会中継の実現を考えたいと感じた。